

第 5 号議案

亀岡市こども医療費助成条例等の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市こども医療費助成条例（平成 5 年亀岡市条例第 28 号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市こども医療費助成条例等の一部を 改正する条例

（亀岡市こども医療費助成条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市こども医療費助成条例（平成 5 年亀岡市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「医療保険各法に定める被保険者証とともに」を「被保険者等であることの確認を受け、」に改める。

（亀岡市国民健康保険条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市国民健康保険条例（昭和 34 年亀岡市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 1 項中「6 月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）」を加える。

第 26 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてもこれに応じない場合」を「又は虚偽の届

出をした場合」に改める。

（亀岡市休日急病診療所条例の一部改正）

第3条 亀岡市休日急病診療所条例（昭和56年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「被保険者証等の提示をした者」を「被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることの確認を受けた者」に改め、同条第4項中「被保険者証等の提示がない者」を「被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であることが確認できない者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の亀岡市国民健康保険条例第25条の2の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

亀岡市こども医療費助成条例等の一部を
改正する条例案要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により従来の健康保険証が廃止されることに伴い、関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和6年12月2日から施行すること。